

## 浜松市立幼稚園における外注昼食に係る副食費の給付に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）第2条に規定する幼稚園のうち、別表に掲げる幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）において保護者団体が外部搬入業者に発注して園児に昼食として市立幼稚園で提供する飲食物（以下「外注昼食」という。）に係る副食費の給付について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児 市立幼稚園に在籍する園児をいう。
- (2) 保護者団体 園児の保護者等が組織する団体をいう。
- (3) 外注昼食費 外注昼食として外部搬入業者に支払う費用をいう。ただし、輸送に係る費用等の諸経費などは含まないものとする。
- (4) 副食費 外注昼食費のうち、米飯、パン、麺以外の費用をいう。
- (5) 外部搬入業者 外注昼食について保護者団体が契約している業者をいう。

### (給付対象者)

第3条 給付の対象となる保護者（以下「給付対象者」という。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ及びロに規定する教育・保育給付認定子どもの保護者とする。

### (給付の対象費用)

第4条 給付の対象となる費用は、給付対象者が給付の対象となる月（以下「給付対象月」という。）の外注昼食費として保護者団体を通じて外部搬入業者に支払った費用のうち副食費とする。

- 2 前項に規定する副食費は、外注昼食費の月額に100分の87を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

### (給付額)

第5条 給付額は、前条第2項により算定した副食費と4,500円を比較して低い額とする。

### (給付の申請)

第6条 給付対象者は、外注昼食副食費給付申請書（第1号様式）に外注昼食費領収明細書（第2号様式）を添付し、給付対象月が属する年度の末日までのうち市長の定める日までに市長に提出しなければならない。

### (給付の決定通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは申請の内容を審査し、その結果を、外注

昼食副食費給付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（給付の支払い）

第8条 市長は、前条の規定による外注昼食副食費給付決定通知書（第3号様式）を通知した後、給付対象者に給付を行うものとする。

（給付の返還）

第9条 市長は、次に掲げる給付対象者に対して、給付した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 給付対象者が偽りその他不正な手段により給付を受けたとき。

(2) 給付対象者が給付を受けた後、当該年度内において給付対象とならない給付対象月が判明したとき。

（細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 当分の間、第4条各項及び第6条の規定にかかわらず、浜松市立西気賀幼稚園に係る給付の対象費用、外注昼食副食費給付申請書（第1号様式）及び外注昼食費領収明細書（第2号様式）については別記のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年10月1日から施行したこの要綱の附則2の当分の間は、令和2年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

## 別表（第1条関係）

名称
浜松市立南の星幼稚園
浜松市立和田幼稚園
浜松市立与進幼稚園
浜松市立豊西幼稚園
浜松市立笠井幼稚園
浜松市立中ノ町幼稚園
浜松市立芳川幼稚園
浜松市立花川幼稚園
浜松市立豊岡幼稚園
浜松市立三方原幼稚園
浜松市立初生幼稚園
浜松市立白脇幼稚園
浜松市立飯田幼稚園
浜松市立神久呂幼稚園
浜松市立万斛幼稚園
浜松市立有玉幼稚園
浜松市立橋爪幼稚園
浜松市立伊佐見幼稚園
浜松市立和地幼稚園
浜松市立北庄内幼稚園
浜松市立村櫛幼稚園
浜松市立可美幼稚園
浜松市立小松幼稚園
浜松市立平口幼稚園
浜松市立北浜南幼稚園
浜松市立北浜中央幼稚園
浜松市立北浜北幼稚園
浜松市立北浜東幼稚園
浜松市立中瀬幼稚園
浜松市立上島幼稚園
浜松市立赤佐幼稚園
浜松市立赤佐西幼稚園
浜松市立宮口幼稚園
浜松市立新原幼稚園
浜松市立内野幼稚園

第1号様式（第6条関係）

申請日 年 月 日

（あて先） 浜松市長

外注昼食副食費給付申請書

次のとおり外注昼食の副食費の給付を申請します。

申請者	氏名	印		申請園児との続柄	
	現住所	〒 -			
	連絡先（電話番号）	自宅	( )	携帯	( )
申請園児	氏名			在籍幼稚園名	幼稚園
	生年月日	年	月	日	
	現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒 -			

給付申請額		金 円 ( 年 月分 ~ 年 月分 )		
給付対象月	外注昼食費用		副食費 b	給付申請額 bと4,500円を比較して 少ない額。
	外注昼食費 a	$\times 0.87 =$		
月	円	$\times 0.87 =$	円	円
月	円	$\times 0.87 =$	円	円
月	円	$\times 0.87 =$	円	円
月	円	$\times 0.87 =$	円	円
月	円	$\times 0.87 =$	円	円
月	円	$\times 0.87 =$	円	円
月	円	$\times 0.87 =$	円	円
給付申請額（上記cの合計）				円

※副食費bは、「外注昼食費 a × 0.87（1円未満の端数があるときは切り上げる。）」と算定します。

※対象となる園児が複数いる場合は、園児ごとに作成してください。

※外注昼食費領収明細書（第2号様式）を添付してください。

給付金の振込先を、以下に記載してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
預金種別	1. 普通	2. 当座
口座番号		
口座人名義（カタカナ）		

第2号様式（第6条関係）

外注昼食費領収明細書

(あて先) 園名 浜松市立 幼稚園  
園児氏名 保護者氏名

領収額	円			
期間	年	月	～	年 月
内 訳				
	月 分			円
	月 分			円
	月 分			円
	月 分			円
	月 分			円
	月 分			円
	月 分			円

※外注昼食の輸送費、支払いに要する金融機関の手数料等の費用は含みません。

外注昼食費として、上記の金額を受領しました。

発行日 年 月 日

所在地

代表者名 印

(住所)

(宛先) 様

浜松市長

外注昼食副食費給付決定通知書

外注昼食副食費給付申請書を審査の結果、外注昼食の副食費の給付について次のとおり決定します。

記

申請 園児	氏名		
	生年月日	年	月 日生
幼稚園名		浜松市立 幼稚園	
申請日		年 月 日	
申請期間		年 月 ~ 年 月	
給付額		金 円	
決定内容			
月	審査結果	給付額	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
計		円	